

## 高知県環境基本条例

(林業環境政策課)

### ○経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

### ○特色

- (1) 環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- (2) 「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- (3) 「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- (4) 「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- (5) 環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

### ○概要

#### 前文（抜粋）

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

##### 第1節 環境基本計画

第9条 環境基本計画

##### 第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 環境影響評価の推進
- 第12条 規則の措置
- 第13条 助成等の措置
- 第14条 施設の整備等の推進
- 第15条 資源の循環的な利用等の促進
- 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
- 第17条 森林及び緑地の保全等
- 第18条 農村環境の保全等
- 第19条 清流の保全
- 第20条 美しい海及び海岸の保全
- 第21条 環境美化の促進
- 第22条 良好な景観の形式
- 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
- 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
- 第25条 情報の提供
- 第26条 調査及び研究の実施等
- 第27条 監視及び測定等
- 第28条 総合調整等のための体制の整備

##### 第3節 地球環境の保全

- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
- 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

#### 第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

高知県グリーンニュー  
ディール基金事業

(環境共生課、環境対策課、木材産業課、港湾・海岸課)

○概要

高知県では平成21年度に、国からの二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金及び地域環境保全対策費補助金の交付金を基に基金（高知県グリーンニューディール基金）を造成し、この基金を活用して、地球温暖化等の喫緊の環境問題の解決に向けて取り組んでいます。

【基金総額】 847,000千円

【基金事業実施期間】 H21～H23年度

○基金の目的

この基金は、以下1～4の様々な分野における地域の取組を支援するものです。

【対象分野】

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 アスベスト廃棄物や不法投棄等の監視
- 3 微量PCB廃棄物の処理推進
- 4 海岸漂着物の回収、処理の推進

○各分野における事業の概要

1 地球温暖化対策の推進に係る事業

(1) 高知県公共施設等省エネ・グリーン化推進事業（環境共生課）

CO2排出削減をハード面から行う省エネ改修等の市町村又は民間事業者が行う公共施設等省エネ・グリーン化推進事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助します。

【平成21年度実績】

土佐町（設計委託 357千円）

(2) 高知県木質バイオマスエネルギー利用促進事業（木材産業課）

市町村がCO2排出削減を行うため、木質バイオマスエネルギー利用施設を整備する経費に対し、予算の範囲内で支援します。

カーボンニュートラルの特性を持ち、重油の代替となる木質バイオマス燃料の利用を通じて、地域の二酸化炭素排出量削減を促進するとともに、地域産業の振興、雇用の創出、吸収源となる森林整備の推進をめざします。

【平成21年度実績】

四万十町

（木質ペレットボイラー18台 58,123千円）

南国市

（木質ペレットボイラー1台 3,570千円）



施設建設中の水タンク（四万十町興津）



木質ペレットボイラー（南国市果崎）

2 不法投棄等の監視に係る事業

不法投棄・散乱ごみ監視等事業（環境対策課）

市町村が新たに雇用したパトロール等の要員が、不法投棄の監視業務等を行うのに必要な経費を補助し、不法投棄を防止します。

【平成21年度実績】

南国市（不法投棄の監視等 484千円）



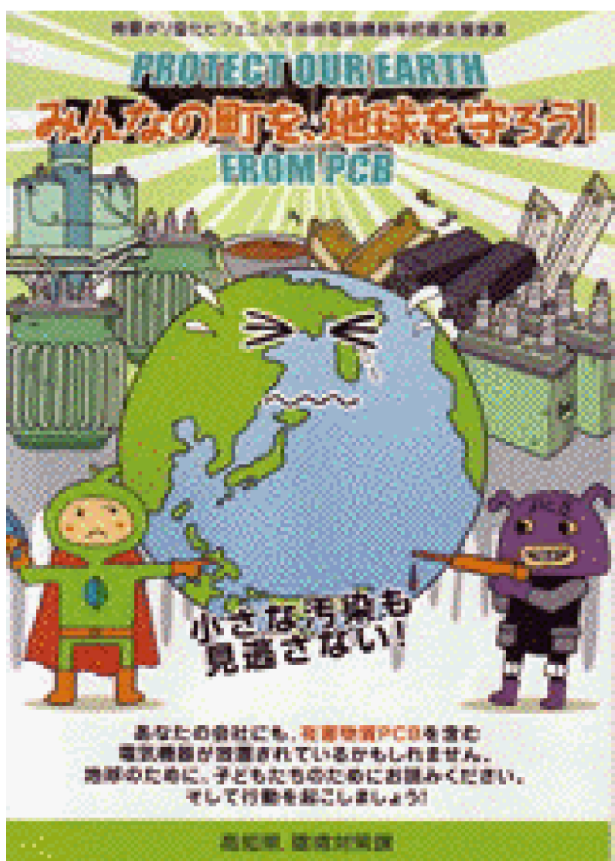
不法投棄のパトロール・回収の状況（南国市）

### 3 微量PCB混入廃電気機器等の処理推進に係る事業 微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業 (環境対策課)

高知県内において、微量PCBに汚染している可能性のある電気機器を有する事業者が、機器のPCB濃度を測定してPCB汚染物かどうかを判定することに対し補助を行うとともに、PCBに汚染している可能性のある機器の状況把握や事業者のPCB濃度測定及び機器の処分に対する意向調査を行うことにより、PCB汚染物を法で定められた処理期限（平成28年7月）までに処分を行うことにつなげていきます。

#### 【平成21年度実績】

高知県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業 (126千円)  
高知県微量PCB混入廃電気機器等把握事業 (1,050千円)



微量PCB啓発パンフレット

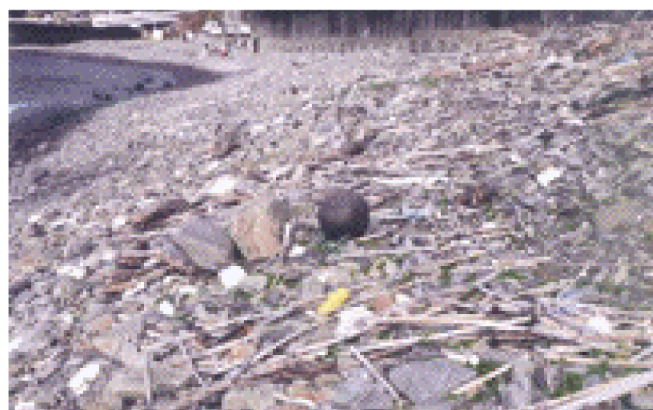
### 4 海岸漂着物の回収、処理の推進に係る事業 海岸漂着物地域対策推進事業（港湾・海岸課）

県及び市町村が管理している海岸で、海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域で実施する海岸漂着物の回収・処理事業です。

市町村が管理している海岸で実施する海岸漂着物の回収・処理事業については、漂着物の回収・処理事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助します。

#### 【平成21年度実績】

高知県（委託費等 3,434千円）  
大月町（補助金 1,000千円）  
須崎市（補助金 462千円）  
南国市（484千円）



漂着状況（大月町小才角海岸）



漂着物の清掃作業の様子



清掃完了

## 高知県環境基本計画 第二次計画の推進

(林業環境政策課)

### ○経緯

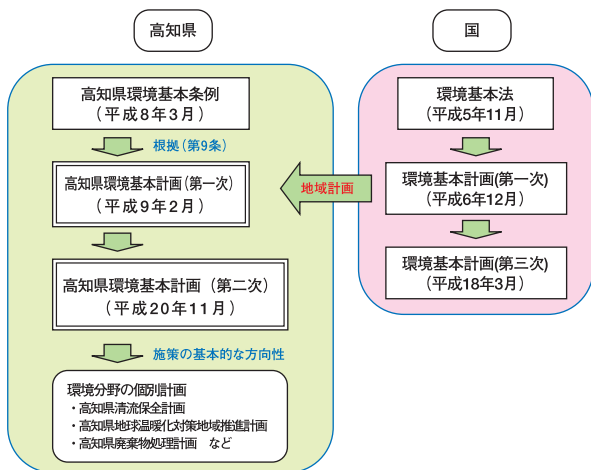
高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定し、環境施策に取り組んできましたが、計画期間の終了に伴い、これまでの計画を見直し、新たに「高知県環境基本計画第二次計画」を平成20年11月に策定しました。

### ○概要

#### ■高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境分野における個別計画の具体的な施策や目標等に基本的な方向性を与えるもの

#### 【計画の位置付け】



#### ■基本目標 (テーマ)

高知は地球の循環モデル  
～空・山・川・海みんなともだち～

- (1) 低炭素社会のトップ・プランナー
- (2) 環境ビジネスの振興

#### ■計画期間

平成20年度から平成22年度までの3年間

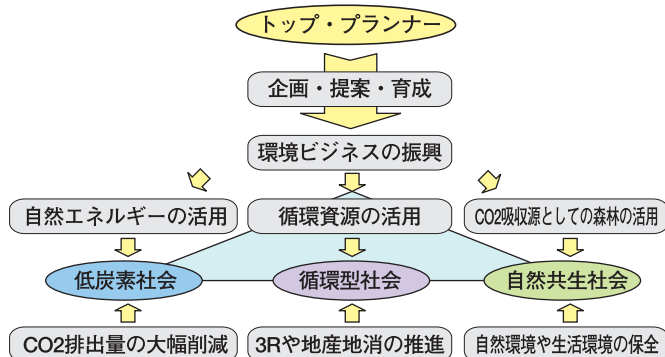
#### ■到達目標

低炭素社会のトップ・プランナーとして、環境ビジネスの振興につなげ、次の3つの社会づくりの統合的な取組を進めます。

- (1) 地球温暖化対策に取り組む低炭素社会づくり
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会づくり

- (3) 社会の基盤となる自然環境の保全に取り組む自然共生社会づくり

#### 【到達目標のイメージ】



#### ■計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組 (3Rの推進等)
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

#### ■具体的な施策展開

##### (1) 地球温暖化への対策

- ① 県民会議の設置
  - ・ 県民に向けた地球温暖化対策に関する普及啓発
  - ・ 環境マネジメントシステムやエコポイント制度の導入促進
- ② 森林吸収源対策
  - ・ 森林吸収量確保推進計画に基づく森林整備
- ③ 再生可能エネルギー導入の支援
  - ・ 国等の補助金を活用した再生可能エネルギーの導入
  - ・ 木質バイオマスエネルギーを活用した排出量取引地域モデルや地域循環モデルの確立
- ④ 公共交通機関の利用促進によるCO2の削減
  - ・ パークアンドライドやノーマイカーデーの推進
  - ・ 公共交通ICカード・エコポイント事業への導入支援

##### (2) 循環型社会への取組 (3Rの推進等)

- ① ゴミの3Rの推進
  - ・ 各種リサイクル法に基づく3Rの推進
  - ・ レジ袋等の容器包装ゴミの削減
  - ・ 地域での3Rのネットワーク化
- ② ゴミの適正処理や不法投棄・散乱ゴミ対策
  - ・ 廃棄物の適正処理
  - ・ エコサイクルセンターの施設整備への支援

- ・地域の美化活動団体への支援
- ・県民との協働による不法投棄の防止や美化活動の実施

### (3) 自然環境を守る取組

#### ① 森林環境の整備

- ・計画的な森林整備
- ・公共工事での環境配慮や県産材の利用促進
- ・協働の森づくり事業の実施

#### ② 清流及び生活環境の保全

- ・清流保全計画や四万十川条例に基づく取組
- ・公共用水域や大気などの環境監視

#### ③ 生態系・希少動植物の保全

- ・希少野生動植物の調査や指定・保護区の設定
- ・鳥獣の保護・管理
- ・藻場環境の保全や修復
- ・自然公園の適正利用

### (4) これからの環境ビジネスの振興

#### ① 県として主体的に取り組むべき事業

- ・森林CO2吸収認証制度の拡充による森林経営
- ・管理事業の活性化
- ・環境先進モデル事業の新規開拓と国への働きかけ

#### ② 先進的市町村と連携した取組

- ・資源循環型地域社会づくり構想の検討

#### ③ 環境先進企業、事業者との連携

- ・産・学・官による環境ビジネスの積極的な育成・支援
- ・環境ビジネスの計画的かつ重点的な取組

### (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

#### ① 環境学習の取組の輪を広げる

- ・環境教育に関する基本方針の策定・導入
- ・エコまなぶ号や環境学習のための講師派遣

#### ② 環境活動のネットワーク化を進める

- ・環境活動支援センターによる普及啓発活動
- ・環境活動に関する情報提供、活動発表や交流の場を提供
- ・市町村や他県と連携した環境施策の推進

## ■計画の推進体制

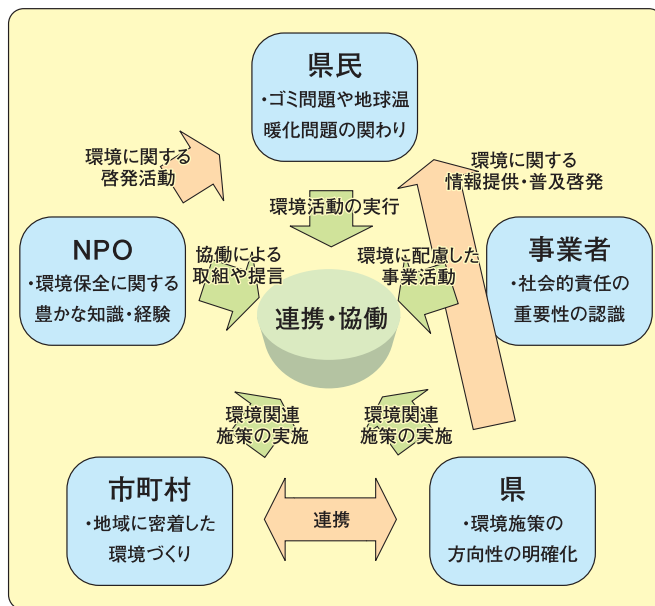
### (1) 計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

### (2) 計画の進行管理

PDC Aサイクルの考え方に基づく進行の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。

### 【計画の推進体制】

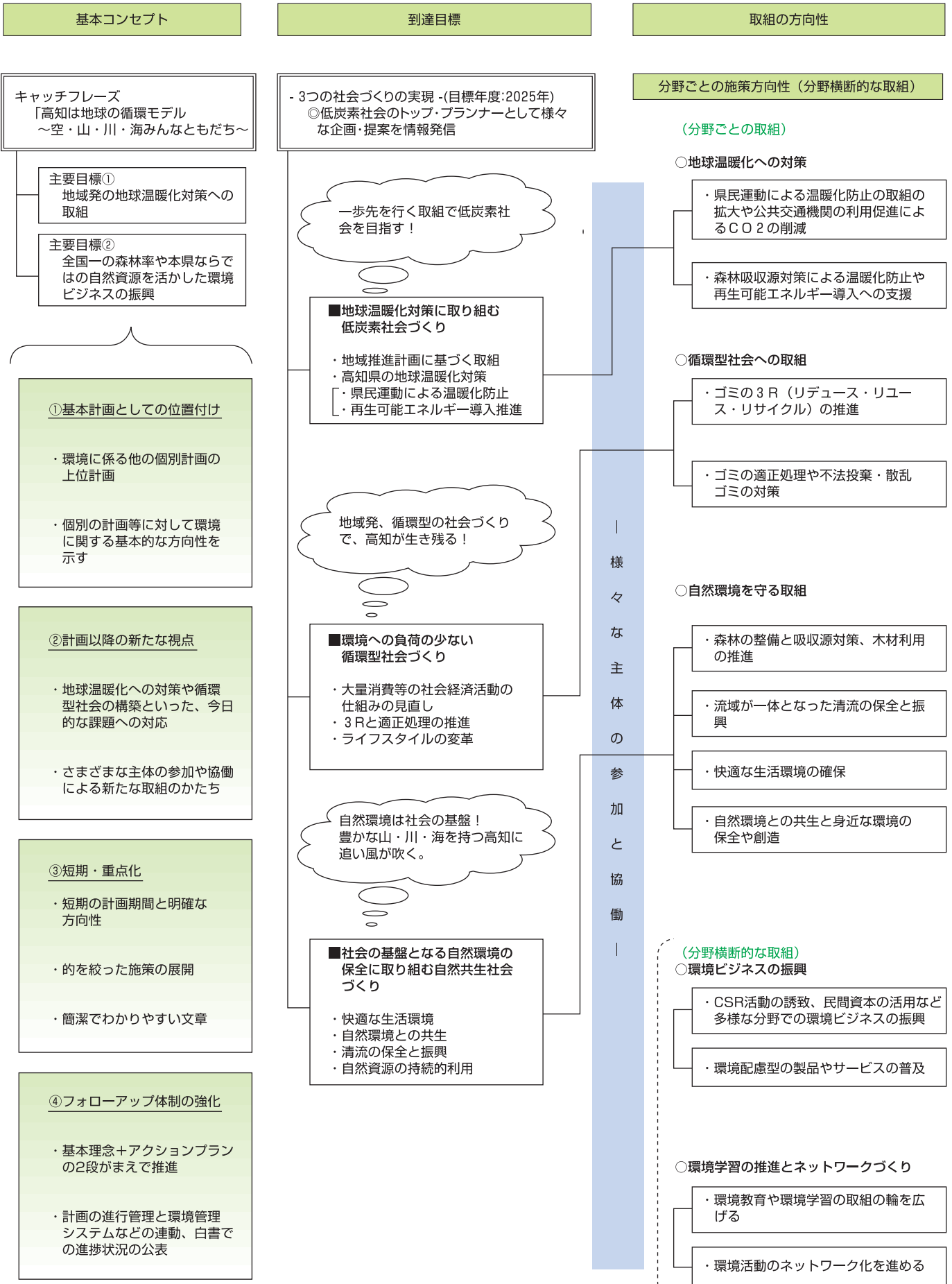


## ■各分野の数値目標

本計画の効果的な推進のため、2010（平成22）年度までの3カ年でめざす各分野の数値目標を掲げるとともに、達成状況の把握及び評価を行います。

| 分野                | 目標（数値目標）  |
|-------------------|---|
| 地球温暖化への対策         | ・県内の温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）比で6%削減を達成します。  |
| 循環型社会への取組（3Rの推進等） | ・県民一人当たりゴミ（一般廃棄物）排出量を一日1,000g以下に削減します。  |
| 自然環境を守る取組         | ・公共用水域におけるBOD/CODに係る環境基準達成率を90%以上とします。<br>・特定鳥獣の年間捕獲目標をニホンジカ15,600頭、イノシシ6,000頭とします。                                       |
| 環境ビジネスの振興         | ・協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結件数を年間10件以上とします。<br>・木質バイオマスエネルギー（林地残材のみ）の利用量を年間6千t以上とします。<br>・県リサイクル認定製品が100件以上、事業所の認定数が20件以上とします。 |
| 環境学習の推進とネットワークづくり | ・環境活動支援センター事業において、年間講師派遣数を80人にします。<br>・50/50（フィフティ・フィフティ）モデル事業参加校を100校にします。   |

## ■体系表



様々な主体の参加と協働

高知県環境審議会

(林業環境政策課)

○概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

| 部会名    | 所掌事務  |
|--------|---|
| 総合部会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 部会の審議に関する総合調整に関すること</li> <li>二 環境の保全に関する基本的事項に関すること</li> <li>三 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること</li> </ul> |
| 水環境部会  | 水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること  |
| 生活環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること</li> <li>二 廃棄物処理に係る重要事項に関すること</li> </ul>   |
| 自然環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 自然環境の保全に係る重要事項に関すること</li> <li>二 県立自然公園に係る重要事項に関すること</li> <li>三 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること</li> </ul>                        |
| 温泉部会   | 温泉に係る事項に関すること   |

【審議会及び各部会の開催実績（平成21年度）】

| 開催日                  | 会議名    | 議 題   |
|----------------------|--------|---|
| H22.1.28             | 環境審議会  | <p><b>諮問事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高知県環境基本計画第三次計画の策定について</li> <li>(2) 高知県廃棄物処理計画(H23~H27)の策定について</li> </ul> <p><b>報告事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について</li> <li>(2) 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく土砂基準及び水質基準の設定等について</li> <li>(3) 野生動植物保護区の指定について</li> <li>(4) 高知県特定鳥獣(シカ)保護管理計画の変更について</li> <li>(5) 温泉に関する土地の掘削許可等について</li> </ul> |
| H22.3.18             | 総合部会   | (1) 高知県環境基本計画第三次計画の策定について   |
| H22.2.9              | 水環境部会  | (1) 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について  |
| H21.4.10<br>H22.1.28 | 生活環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく土砂基準及び水質基準の設定等について</li> <li>(2) 高知県廃棄物処理計画(H23~H27)の策定について</li> </ul>  |
| H21.6.11<br>H21.9.2  | 自然環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 野生動植物保護区の指定について</li> <li>(2) 第10次鳥獣保護事業計画の変更について</li> <li>(3) 高知県特定鳥獣(シカ)保護管理計画の変更について</li> <li>(4) 高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の変更について</li> </ul>  |
| H21.7.15<br>H22.2.4  | 温泉部会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 温泉法第3条の規定による温泉ゆう出目的の土地掘削許可について</li> <li>(2) 温泉法第9条の規定による増掘及び動力の装置の許可について</li> </ul>  |

## 環境活動支援センター えこらぼの活動

(環境共生課)

### ○現状と課題

県民の行う環境活動に対する支援や環境学習及び地球温暖化防止活動の推進拠点となる「環境活動支援センターえこらぼ」は、平成18年4月にこうち男女共同参画センター3階に開設されました。

センターの運営は、県内の環境活動を行う個人・団体が幅広く参加したネットワーク組織である「特定非営利活動法人環境の杜こうち」が県からの委託を受けて行うとともに、県の指定を受けて「高知県地球温暖化防止活動推進センター」の業務も併せて行っています。

今後、地球温暖化対策における民生分野の取組推進が重要となってくることから、組織体制の整備や中間支援組織としての機能強化が必要です。

### ○施策の展開

#### (実施した取組)

#### 1 環境活動の支援

情報発信、ミーティング・交流スペースの提供、活動への助成のアドバイスなど、活動を行うグループやNPO団体の活動を支援しました。

#### (1) 情報発信事業

メールニュースやホームページ等で、イベント等情報の紹介や「環境活動見本市」を開催しました。

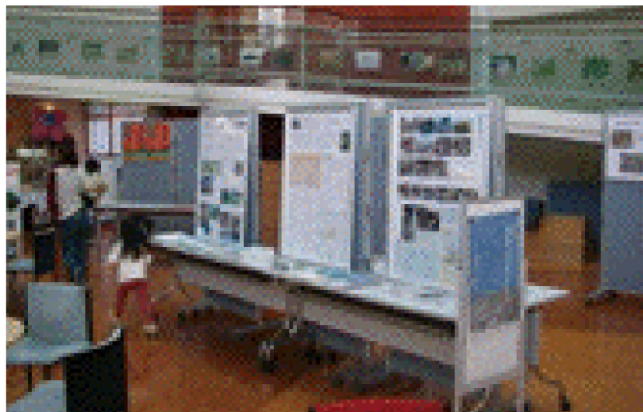
#### ■環境活動見本市

①平成22年2月14日に幡多郡黒潮町入野で開催された、幡多・マーケット「海辺の日曜日」に環境学習体験などを行う「えこらぼのECO TENT」として6団体が出展しました。



えこらぼのECO TENTの様子

②平成22年2月6日及び7日に「こうち男女共同参画センター ソーレ」で、「えこらぼの文化祭」を開催し、地球温暖化防止と生物多様性についての広報を行いました。



えこらぼの文化祭パネル展示

#### (2) 環境にやさしい買い物キャンペーン

ペットボトルやトレイといったプラスチックなどの容器包装類を、いかに減らすことができるかが、家庭ごみを減らすポイントになっています。

消費者自らが取り組むことのできる事例を紹介しながら、身近な買い物から環境にやさしいライフスタイルの実践を呼びかけるため、平成22年度も10月1日から10月31日までの間、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施します。

#### 【キャンペーン内容】

マイバッグの持参や、環境に配慮した商品の購入を呼びかけます。



環境にやさしい買い物キャンペーンポスター

#### (3) 環境活動団体への支援

(平成21年度より環境の杜こうちの自主事業)

平成21年度実績：3団体 138千円

環境活動団体への外部資金の紹介

平成21年度実績：9件



## 2 環境学習の推進

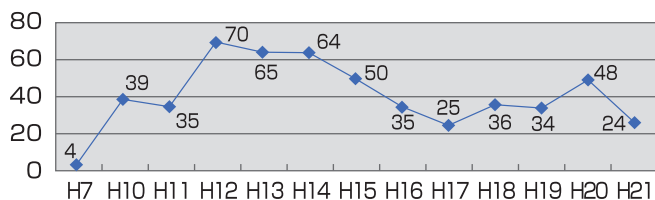
講師の紹介・派遣や学習機材を搭載した移動環境学習車 E C O まなぶの貸し出しなどにより、学校や地域での環境学習の支援をしました。

また、環境省が行うこどもエコクラブ事業の県事務局として、こども達が地域の中で楽しみながら自主的に行う環境学習や実践活動を支援しました。

### (1) こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ登録数 24クラブ  
(平成22年3月31日現在)

高知県のこどもエコクラブ数の推移 (H22.3現在)



学校の継続登録中断等により、平成21年度の登録数は大きく減少しました。

こどもエコクラブ交流会が平成22年2月7日に、こうち男女共同参画センターで開かれ、県内2クラブ11名の方が参加し、それぞれの活動を発表しました。また、サポーターの意見交換会も開催しました。

- 栄喜小エコクラブ (宿毛市) : 栄喜の自然や文化に触れ合いながらエコを学んだことを発表
- Happiness (香南市) : 豊かな物部川を取り戻すために行った間伐などの体験を発表



エコクラブ交流会の様子

### (2) 環境学習講師派遣

平成21年度実績  
講師派遣件数：20件 (幼稚園：0 小学校：6  
中学校：0 その他：14)

### (3) 移動環境学習車の貸し出し

E C O まなぶ号 (1.5tガソリン車 普通免許で運転可) を、燃料費以外は負担なしで貸し出しています。(ただし、学校で使用される場合は燃料費も無料)



E C O まなぶ号

※平成21年度貸し出し実績  
E C O まなぶの貸出：13回  
環境学習機材のみの貸出：82回

### (4) 学校移動博物館「土佐の動物」

子どもたちに、身近にいる小動物の実物資料 (剥製や骨格標本) に接してもらうために、数日間学校廊下や空き部屋に展示した後、講師が訪問し授業を行いました。



学校移動博物館「土佐の動物」の様子  
※平成21年度展示：7会場

## (5) 50/50 (フィフティ・フィフティ) モデル事業の実施

学校での省エネ活動を推進するため、CO<sub>2</sub>削減(コッコツ)削減コンテストを実施し、電気・水道使用量の削減量をCO<sub>2</sub>換算して削減割合を競いました。

- コンテストの対象時期：9月～12月 (過去3年間の同期間の平均値と比較)
- コンテストへの参加校：11校 (小学校6校・中学校2校・高等学校3校)
- 削減量：-13,215kg-CO<sub>2</sub> (参加11校の過去3年間平均排出量と平成21年排出量より算出した値)



コンテスト表彰式(会場 ソー)表彰状は間伐材製

## (6) 環境学習プログラムづくり

高知県内の小・中・高等学校を主な対象に、環境学習プログラムを紹介するパンフレットを作成しました。



えこらぼの環境学習活動支援パンフレット

## 3 地球温暖化防止活動推進センターの活動

### (1) 高知県地球温暖化防止活動推進員

県では、平成18年度から、地域で率先して温暖化防止の活動に取り組み、普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員 (以下「推進員」という。) を委嘱しています。

推進員は、自らの活動や、県や市町村などが行う地球温暖化防止に関する行事などへの参加を通じて、県民のみなさんに地球温暖化の現状やその対策についての知識を広め、身近なところから地球温暖化防止活動に取り組めるようアドバイスやお手伝いをします。平成22年8月末現在で、50名の推進員が県内各地で活動しています。

地球温暖化防止活動推進センターでは、推進員に、地球温暖化に関する知識や普及啓発の方法について、研修を行うなど、その活動をサポートしています。



地球温暖化防止活動推進員研修の様子

### (2) 高知県省エネマイスター

県では、地球温暖化防止の有効な手段として省エネ家電の普及を図るため、「高知県省エネマイスター」を平成19年度から登録しており、平成22年3月現在で、51名の方が登録されています。

「省エネマイスター」は、家電販売店の従業員という立場で省エネ家電の知識を地域や店頭で普及するなど、地球温暖化防止活動を地域の中で広げていこうとする方々です。



省エネマイスターのステッカー

(3) CO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub> (コツコツ) 電気削減コンテストの実施

身近なエコで「CO<sub>2</sub>削減」に取り組んでもらうため、高知県内の家庭を対象に、電気使用量を前年同月と比較し、削減率を競い合いました。

300名の方から申請があり、上位10名が表彰されました。平均削減率は20.4%、1位の方は70%以上削減されました。



コツコツ電気削減コンテストのポスター



優秀賞を受賞した「林間小竹村民会」



コツコツカツコツキャンペーン2009 募集チラシ

(4) コツコツカツコツキャンペーン (温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業) の実施

「一村一品・知恵の環づくり」事業は、全国各地での地球温暖化対策を掘り起こし、全国的な盛り上がりをつくろうと環境省が19年度から実施しています。地球温暖化防止活動推進センターもキャンペーンと併せて、取組のコンテストを実施しました。

県大会では114件の応募があり、県代表は全国大会で見事『優秀賞』を受賞しました。



全国大会優秀賞受賞  
「れいほくスケルトン」ミニチュア



コツコツカツコツキャンペーン取り組み  
紹介冊子CO<sub>2</sub>に勝つコツ事例集 -総集編-

(5) 地球温暖化防止フォーラムの開催

平成22年2月6日、環境活動支援センターえこらぼの文化祭と併せて、「地球温暖化防止フォーラム」を開催しました。当日は、JAL国際線パイロットを招き、「高度1万メートルから見る地球」と題して、飛行機から見た地球温暖化の影響について、講演を行いました。



地球温暖化防止フォーラムのチラシ

(6) 普及・啓発事業の実施

環境月間や地球温暖化防止月間に、県庁正面玄関ロビーでのパネル展を開催するなど、幅広い普及啓発事業を企画・実施しています。



平成22年6月県庁ロビー展（こうちエコ八策 県内のECOかつこいい取組展2010）の様子

また、平成22年度は、6月21日夏至ライトダウンと、7月7日七夕ライトダウン、9月22日ムーンナイトSHIKOKUの3回、午後8時から10時まで、県内の施設が参加したライトダウンキャンペーンを実施し、地球温暖化防止に向けた取組としてイルミネーション等の一斉消灯を実施しました。



ライトダウンキャンペーン開始直前（高知駅）



ライトダウンキャンペーン開始直後（高知駅）

(実施しようとする取組)

引き続き、環境学習の支援を充実し、中間支援組織としての機能を強化することにより、県民、事業者、各種団体及び行政機関等が連携・協働した温室効果ガスの削減活動が推進されるよう取り組みます。

環境活動支援センターえこらぼ  
(高知県地球温暖化防止活動推進センター)

場所：ソーレ3階  
 利用時間（日曜日閉館）  
 月～土：9:00～19:00  
 TEL 088-802-2201  
 FAX 088-802-2205  
 E-mail center@ecolabo-kochi.jp  
 URL http://ecolabo-kochi.jp

**豊かな環境づくりの支援  
(絆の森環境活動応援事業)** (林業環境政策課)

※21年度で事業終了

○概要

県内のNPO等が、四国の自然環境を保全するために行う地域活動（以下の5つの事業）に対して補助を行います。

- ① 森林環境の保全に関する事業
- ② 水源地の保全に関する事業
- ③ 河川環境の保全に関する事業
- ④ 海洋環境の保全に関する事業
- ⑤ 上記①～④に共通する活動の推進に関する事業

〈四銀〉絆の森（協働の森づくり事業）

※補助金の原資は、四国銀行が取り扱う環境応援定期預金〈四銀〉「絆（きずな）の森」の残高に応じた額（残高×0.01%）を高知県へ寄附されたものです。

[補助金交付先]

- ・ NPO等

[補助率等]

- ・ 定額  
(1件当たりの補助金の範囲が500千円以下)

■これまでの補助実績

| 年度     | 補助件数 | 補助金額(千円) |
|--------|------|----------|
| 平成20年度 | 11   | 4,715    |
| 平成21年度 | 4    | 1,971    |

■平成21年度採択事業

| 募集  | 整理番号 | 事業名                                 | 事業概要  | 事業実施者                      | 補助金額  |
|-----|------|-------------------------------------|---|----------------------------|-------|
| 1次  | 1    | 希少野生生物保護生息状況調査及び普及啓発活動              | 生物多様性の高い森林にしか生息できないニホンリスと樹洞性コウモリ類を指標として、生息状況調査を実施するとともに、広く県民に啓発するためのミニ企画展を開催する。   | 特定非営利活動法人<br>四国自然史科学研究センター | 500   |
|     | 2    | 豊かな土佐の自然をとりもどすために（環境保全啓発用DVD教材作成事業） | 四国の自然環境を保全するために行われる地域活動（森林及び河川の環境保全活動やシカ食害防止の取組等）を、映像とナレーションで分かりやすく組み立てた子ども向けの啓発DVDの作成配布を行い、学校等での環境学習を通じた環境保全への意識付けを行う。 | 三嶺の森をまもる<br>みんなの会          | 500   |
| 3次  | 3    | アカガエル類のオタマジャクシの学習観察会及び展示パネルの製作      | 森林と水田の両方に依存するアカガエル類を指標として、森林の必要性や水資源の重要性を啓発するため、オタマジャクシの学習観察会を開催するとともに、展示パネルを製作し、企画展示会を開催する。                            | 特定非営利活動法人<br>生物多様性農業支援センター | 471   |
|     | 4    | アジロ自然の森整備事業                         | 自然を活かした体験の森として、広く県民・市民が憩いの場として利用できるよう、丸太によるツリーハウス作りやロープワーク等の遊び場作りを行う。   | アジロ山の自然と<br>環境を守る会         | 500   |
| 合 計 |      |                                     | 4件  |                            | 1,971 |

**豊かな環境づくりの支援  
(絆の森環境活動応援事業)** (林業環境政策課)

※21年度で事業終了

○概要

県内のNPO等が、四国の自然環境を保全するために行う地域活動（以下の5つの事業）に対して補助を行います。

- ① 森林環境の保全に関する事業
- ② 水源地の保全に関する事業
- ③ 河川環境の保全に関する事業
- ④ 海洋環境の保全に関する事業
- ⑤ 上記①～④に共通する活動の推進に関する事業

[補助金交付先]

- ・ NPO等

[補助率等]

- ・ 定額  
(1件当たりの補助金の範囲が500千円以下)

■これまでの補助実績

| 年度     | 補助件数 | 補助金額(千円) |
|--------|------|----------|
| 平成20年度 | 11   | 4,715    |
| 平成21年度 | 4    | 1,971    |



〈四銀〉絆の森 (協働の森づくり事業)

※補助金の原資は、四国銀行が取り扱う環境応援定期預金〈四銀〉「絆(きずな)の森」の残高に応じた額(残高×0.01%)を高知県へ寄附されたものです。

■平成21年度採択事業

| 募集 | 整理番号 | 事業名                                 | 事業概要  | 事業実施者                   | 補助金額  |
|----|------|-------------------------------------|---|-------------------------|-------|
| 1次 | 1    | 希少野生生物保護生息状況調査及び普及啓発活動              | 生物多様性の高い森林にしか生息できないニホンリスと樹洞性コウモリ類を指標として、生息状況調査を実施するとともに、広く県民に啓発するためのミニ企画展を開催する。   | 特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター | 500   |
|    | 2    | 豊かな土佐の自然をとりもどすために(環境保全啓発用DVD教材作成事業) | 四国の自然環境を保全するために行われる地域活動(森林及び河川の環境保全活動やシカ食害防止の取組等)を、映像とナレーションで分かりやすく組み立てた子ども向けの啓発DVDの作成配布を行い、学校等での環境学習を通じた環境保全への意識付けを行う。 | 三嶺の森をまもるみんなの会           | 500   |
| 3次 | 3    | アカガエル類のオタマジャクシの学習観察会及び展示パネルの製作      | 森林と水田の両方に依存するアカガエル類を指標として、森林の必要性や水資源の重要性を啓発するため、オタマジャクシの学習観察会を開催するとともに、展示パネルを製作し、企画展示会を開催する。                            | 特定非営利活動法人 生物多様性農業支援センター | 471   |
|    | 4    | アジロ自然の森整備事業                         | 自然を活かした体験の森として、広く県民・市民が憩いの場として利用できるよう、丸太によるツリーハウス作りやロープワーク等の遊び場作りを行う。   | アジロ山の自然と環境を守る会          | 500   |
| 合計 |      |                                     | 4件  |                         | 1,971 |

環境影響評価制度

(環境共生課)

○概要

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、それらを踏まえたうえで環境への配慮を行う制度です。

○国・県の制度の状況と運用

環境影響評価法が平成11年6月に、また、環境影響評価条例が平成11年10月に施行され、それぞれの制度に基づき環境アセスメントの手続が実施されています。

環境影響評価法に基づき、手続を実施した開発事業を表1に、また、高知県環境影響評価条例に基づき、手続を実施した開発事業を表2に示します。

表1【環境影響評価法に基づく環境アセスメント実施状況】

|                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| 事業の名称                   | 太平洋セメント土佐工場発電所<br>3号発電設備建設 |
| 建設地                     | 高知市孕西町                     |
| 事業者名                    | 太平洋セメント(株)                 |
| 規模等                     | 火力発電所出力167,000kw           |
| 方法書 <sup>*1</sup> 受理年月日 | H11.8.30                   |
| 準備書 <sup>*2</sup> 受理年月日 | H13.12.12                  |
| 評価書 <sup>*3</sup> 受理年月日 | H14.12.18                  |

表2【高知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント実施状況】

|                         |                    |                                       |
|-------------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 事業の名称                   | 一般国道493号<br>東洋北川線  | 都市計画道路<br>窪川佐賀線                       |
| 建設地                     | 東洋町～北川村            | 窪川町<br>(現四万十町)<br>～<br>佐賀町<br>(現黒潮町)  |
| 事業者名                    | 高知県                | 国土交通省<br>※アセス主体は<br>高知県<br>(都市計画決定権者) |
| 規模等                     | 地域高規格道路<br>4車線約7km | 一般国道<br>自動車専用道路<br>2車線約17km           |
| 方法書 <sup>*1</sup> 受理年月日 | H12.6.29           | H12.10.23                             |
| 準備書 <sup>*2</sup> 受理年月日 |                    | H15.12.11                             |
| 評価書 <sup>*3</sup> 受理年月日 |                    | H16.11.2                              |

—— 用語解説 ——

※1 方法書

環境アセスメントの調査の方法などを示した計画

※2 準備書

方法書に基づき、調査・予測・評価した結果

※3 評価書

準備書に対する意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果

詳しい情報は、下記URLに掲載しています。  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kochi asses.html>  
 また、同条例の対象事業一覧表を表3に示します。

表3【高知県環境影響評価条例の対象事業等一覧】

| 対象事業の種類                         |                      | 第1種事業  | 第2種事業   |
|---------------------------------|----------------------|--|---|
| ①道路                             | 一般国道、県道、市町村道<br>//   | 4車線・10km以上<br>-  | 4車線・5km以上10km未満<br>2車線・10km以上(特別地域)                           |
|                                 | 林道                   | 幅員6.5m・20km以上  | 幅員6.5m・10km以上20km未満   |
|                                 | 農道                   | -  | 2車線・10km以上(特別地域)  |
| ②河川                             | ダム<br>堰<br>放水路       | 貯水面積100ha以上<br>湛水面積100ha以上<br>土地改変面積100ha以上                  | 貯水面積50ha以上100ha未満<br>湛水面積50ha以上100ha未満<br>土地改変面積50ha以上100ha未満 |
| ③鉄道                             | 普通鉄道<br>軌道           | 長さ10km以上<br>長さ10km以上   | 長さ5km以上10km未満<br>長さ5km以上10km未満                                |
| ④飛行場                            |                      | 滑走路長2500m以上  | 滑走路長1250m以上2500m未満  |
| ⑤発電所                            | 水力発電所<br>火力発電所(地熱以外) | 出力3万kw以上<br>出力15万kw以上  | 出力1.5万kw以上3万kw未満<br>出力7.5万kw以上15万kw未満                         |
| ⑥廃棄物処理施設                        | 最終処分場                | 面積30ha以上   | 面積15ha以上30ha未満  |
|                                 | 一般廃棄物焼却施設            | 処理能力100t/日以上   | -   |
|                                 | 産業廃棄物焼却施設            | 処理能力100t/日以上   | -   |
|                                 | し尿処理施設               | 処理能力100ki/日以上  | -   |
| ⑦公有水面の埋立て及び干拓                   |                      | 面積50ha超  | 面積25ha以上50ha以下  |
| ⑧下水道終末処理場                       |                      | 計画排水量2万m <sup>3</sup> /日以上                                   | -   |
| ⑨工場又は事業場<br>(製造業、ガス供給業、熱供給業)    |                      | 最大排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /時以上又は平均<br>排水量1万m <sup>3</sup> /日以上 | -   |
| ⑩畜産施設                           | 豚舎                   | 飼育頭数5000頭以上  | -   |
|                                 | 牛舎                   | 飼育頭数500頭以上   | -   |
| ⑪土又は岩石の採取                       |                      | 面積50ha以上   | -   |
| ⑫土地区画整理事業 ※                     |                      | 面積100ha以上  | 面積50ha以上100ha未満   |
| ⑬流通業務団地造成事業 ※                   |                      | 面積100ha以上  | 面積50ha以上100ha未満   |
| ⑭宅地の造成 ※                        |                      | 面積100ha以上  | 面積50ha以上100ha未満   |
| ⑮レクリエーション施設 ※                   |                      | 面積50ha以上   | -   |
| ⑯複合開発事業(上記※のものを<br>併せて複数実施するもの) |                      | 各事業の面積比の合計が1以上のもの  | 面積の合計50ha以上   |
| ○港湾計画                           |                      | 埋立・掘込み面積150ha以上  |   |

(注1) 「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続を行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手続が必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。

(注2) 「特別地域」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。



## 文化環境評価システム

(環境共生課)

### ○概要

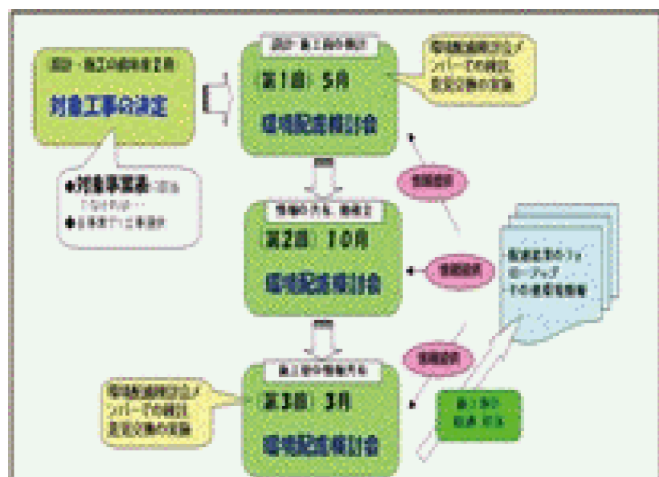
県が公共事業等のハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全庁的なシステムとして、平成11年度から実施しています。

対象は、事業費が一定規模以上の工事について、工事発注前に検討会を開催し、より効果のある環境配慮を検討しています。

配慮の内容は、文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において必要と思われるものについて検討を行い、工事終了後はできた環境配慮について情報発信・情報共有をしています。

平成21年度は、全体設計を委託する事業を対象事業に追加するなど、制度の見直しを行いました。

### 【システムフロー】



### ○配慮方針

配慮項目は下記のように、全事業種別が対象の「共通配慮事項」と、事業種別ごとに異なる「個別配慮事項」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目を設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに3～13項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では、「多様な生態系の維持・創造」、「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では、「多自然型工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事の環境影響について検討します。

### 文化環境配慮方針の配慮項目



詳しくは、下記URLを参考にしてください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/bunka-kankyo-sys.html>

### ○環境配慮検討会の様子



環境配慮検討会の様子 (H22.5)



環境配慮勉強会の様子 (H20.11)

### ○平成21年度の具体的な配慮例

平成21年度の事業（工事）で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

#### ■国道441号道路改築（網代トンネル）工事（道路事業）

トンネル前方に四万十川を望むことから、表面に露出するコンクリート面を少なくでき、景観性、周辺環境との調和に優れた坑門形式として竹割式とし

ました（写真1）。また、坑門に盛土を施工し「木の香る道づくり事業」の一環として、表面に植生工及びポット苗植栽による緑化を図ることにより四万十川及び周辺景観に配慮しました（写真2）。



（写真1）トンネルの坑口部の緑化、デザイン等による修景



（写真2）郷土樹種による緑化

## ■岩戸海岸浸食対策工事（海岸事業）

現地は砂浜の浸食傾向が激しい場所で、国道55号や人家が背後にあることから、防災対策の工事を行うが、アカウミガメの産卵箇所にもなっていることから、アカウミガメの上陸を妨げないような工法としました（写真3）。また、この人工リーフの魚礁効果により、魚介類の生息場所を創出しました（写真4）。施工方法についても、濁水対策のほか排ガス対策型・低騒音型の重機を使用するなど、環境への負荷を低減するよう配慮しました。



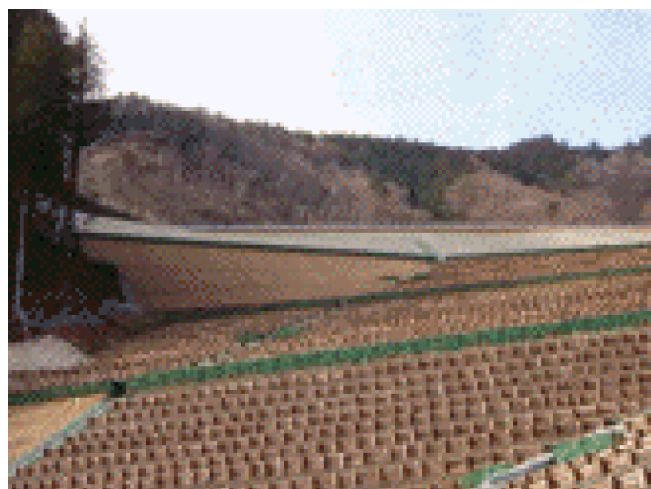
（写真3）アカウミガメの上陸を妨げない人工リーフの施工



（写真4）人工リーフが、魚介類の生息場所を創出

## ■中尾谷復旧治山工事（治山事業）

べふ峡渓谷に面し、景観及び自然環境への配慮が求められるため、間伐材及び萱株を利用した丸太柵工の施工（写真5）、自然分解性の植生マット・シート施工、郷土複数樹種の植栽により環境に配慮した工法により表面浸食の防止と早期緑化を図りました。また、自然環境への配慮とともに木材消費の拡大を図り、間伐材利用の推進を行いました。



（写真5）間伐材及び萱株を使用した丸太柵工

## ■十市地区経営体育成基盤整備工事（ほ場整備事業）

当地域では従前より農業用水が不足しており、排水を循環利用することにより営農を行ってきました。事業実施後も同様に水の循環利用を行い、地域の限りある水資源の有効利用を図るとともに、建設現場の作業環境と周辺環境の改善を図るため、排出ガス対策型建設機械を使用しました（写真6）。また、工事施工区内に生息する水生生物の移動を行いました（写真7）。



(写真6) 排出ガス対策型バックホウの使用



(写真7) ドジョウ等の水生生物を、工事区域外の近隣に放流

○平成22年度の取組

平成22年度は、次の全21工事を対象として環境配慮を進めています。

- |            |   |           |   |
|------------|---|-----------|---|
| ■一般道路事業    | 8 | ■河川事業     | 1 |
| ■砂防関係事業    | 1 | ■住宅建築関係事業 | 1 |
| ■港湾建設事業    | 1 | ■海岸整備事業   | 1 |
| ■漁港整備事業    | 1 | ■林道整備事業   | 2 |
| ■治山事業      | 2 | ■農道整備事業   | 1 |
| ■用排水施設整備事業 | 1 |           |   |
| ■ほ場整備事業    | 1 |           |   |

計 21

それぞれの工事において、予算的な制約はありますが、今後さらに職員による文化や環境への配慮が高まり、環境負荷への軽減と地域文化の保存、活用が継続的に行われていくように努めていきます。

本庁舎の雨水利用システム

(管財課)

○概要

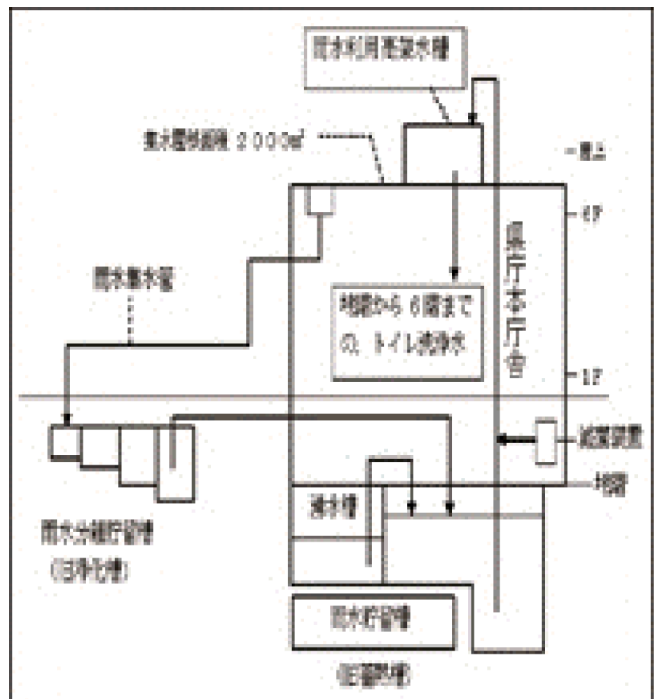
平成13年2月15日から本庁舎屋上（約2,000㎡）に降った雨を、地下貯留槽に貯水し、県庁周辺のわき水と合わせてポンプで本庁舎屋上にある雨水利用高架水槽にくみ上げ、本庁舎の21カ所のトイレ用洗浄水として利用しています。

地下貯留層は、使われなくなった旧蓄熱槽や旧浄化槽などの遊休施設を活用していますので、この雨水利用システムの事業費は約1,500万円と安価に抑えることができました。

このシステムにより、平成21年度実績ではトイレ洗浄水の約80%を雨水等でまかない、年間280万円程度の節減となっています。



雨水利用高架水槽（本庁舎屋上）



雨水利用装置の概要「庁舎設置略図」

**本庁舎等における省エネルギー化及びCO<sub>2</sub>削減の取組** (管財課)

○概要

1 本庁舎省エネルギー化対策事業

庁舎で最大の電力を消費している照明のうち、執務室の照明器具について、平成21年度に省エネルギー型蛍光灯器具に取り替えることにより、庁舎の省エネルギー化及びCO<sub>2</sub>削減を図りました。

2 集中管理県有自動車低公害車促進事業

管財課で集中管理している公用車30台のうち、年数、走行距離ともに更新基準を大幅に超えている車両19台について、平成21年度に環境対応型車両（ハイブリッド車など）に更新することにより、CO<sub>2</sub>発生の抑制と燃料費等経費の削減を図りました。

3 地上デジタル放送対応機器整備促進事業

県の庁舎に配置しているブラウン管型テレビ受像器（210台）について、平成21年度に地上波デジタル放送の受信が可能な液晶型テレビ受像器に更新することにより、緊急情報を遅滞なく収集するとともに、使用電力の削減によるCO<sub>2</sub>発生の抑制を図りました。

**高知県文化環境功労者表彰** (資源・エネルギー課)

○概要

県では、文化の振興、環境の保全及び県民生活の向上に功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね5年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動など、地域の規範として特に顕著な功績が認められることとしています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成21年度までに87の個人・団体を表彰しています。また、環境関係では、22の個人・団体を表彰しています。

■表彰分野

①芸術の振興、文化財の保護など文化芸術の振興及び国際交流に尽くしたもの

- ②自然環境の保護、廃棄物の処理、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- ③消費生活、安全安心まちづくり、社会貢献活動、男女共同参画など県民生活の向上に尽くしたもの

■平成21年度受賞者（団体含む）

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 文化芸術の振興          | 森本 みどり             |
| 国際交流             | 安徽省日中友好の森づくりネットワーク |
| 環境の保全<br>文化芸術の振興 | 西尾 正               |
| 社会貢献活動           | 西本 他人              |

■表彰実績

| 年 度 | 回 数 | 受賞者（団体） | 受 賞 分 野 |        |      |      |         |       |         |     |
|-----|-----|---------|---------|--------|------|------|---------|-------|---------|-----|
|     |     |         | 芸術文化    | 文化財の保護 | 生活文化 | 国際交流 | 自然環境の保護 | 環境の保全 | 県民生活の向上 | その他 |
| 8   | 1   | 4       | 2       | 1      |      |      |         | 1     |         |     |
| 9   | 2   | 7       | 5       |        |      | 1    |         | 1     |         | 1   |
| 10  | 3   | 5       | 2       |        |      |      | 1       | 1     |         |     |
| 11  | 4   | 7       | 1       | 2      |      | 1    |         | 3     |         |     |
| 12  | 5   | 5       |         | 2      |      | 2    |         | 1     |         |     |
| 13  | 6   | 9       | 5       | 2      |      | 1    |         | 1     |         |     |
| 14  | 7   | 6       | 3       | 1      |      | 1    |         | 1     |         |     |
| 15  | 8   | 7       | 4       | 1      |      | 1    |         | 1     |         |     |
| 16  | 9   | 7       | 3       | 1      | 1    |      |         | 2     |         |     |
| 17  | 10  | 7       | 2       | 1      |      | 2    |         | 2     |         |     |
| 18  | 11  | 7       | 1       | 4      |      | 2    | 2       |       |         |     |
| 19  | 12  | 6       | 2       | 2      |      | 2    | 2       |       |         |     |
| 20  | 13  | 6       | 1       | 2      |      | 1    | 1       |       | 2       |     |
| 21  | 14  | 4       | 2       |        |      | 1    |         | 1     | 1       |     |
| 合 計 |     | 87      | 33      | 19     | 1    | 15   | 6       | 16    | 3       | 1   |

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

## 高知県文化環境 アドバイザー制度

(林業環境政策課)

### ○概要

この制度は、文化や環境に関する各分野の専門家を文化環境アドバイザーとして委嘱し、県等の行う公共事業などについて、環境や景観への配慮やデザイン等についての提案、アドバイスを受け、高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するため、平成7年8月に創設しています。

現在は、文化環境アドバイザーとして、22名の方に委嘱しています。

### ■文化環境アドバイザーの業務

- ①県等が建設（修繕を含む）する公共施設の景観、緑化、デザイン、色彩等に関する提案、アドバイス
- ②県等が作成する刊行物のデザイン等に関する提案、アドバイス
- ③モデルケースとなる公共施設、景観、まち並み等の顕彰
- ④景観、緑化、デザイン等に関する普及啓発のための研修、講演
- ⑤高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するにあたっての提案、アドバイス
- ⑥その他景観、緑化、デザイン等のレベルアップに必要な事項

※上記以外にも、文化や環境に関することについて、相談やアドバイスを受けることができます。

### ■文化環境アドバイザー名簿

(委嘱期間2年：H22.2.1～H24.1.31)

| 分野          | 氏名     | 職業等  |
|-------------|--------|--|
| まちづくり・景観・建築 | 上田 堯世  | (社)日本建築学会評議員<br>(株)上田建築事務所代表取締役              |
|             | 松村 みち子 | タウンクリエイター代表<br>まちづくりコンサルタント(都市プランナー)         |
|             | 進士 五十八 | 東京農業大学教授                                     |
|             | 篠原 修   | 政策研究大学院大学教授                                  |
|             | 稲田 純一  | 技術士(都市及び地方計画)<br>シンガポール国立公園公団コンサルタント         |
|             | 佐藤 泰一郎 | 高知大学農学部准教授                                   |
|             | 石井 忠彦  | Care Taker(ケアティカー)                           |
|             | 重山 陽一郎 | 高知工科大学システム工学群<br>建築・都市デザイン専攻教授               |
|             | 山崎 堯右  | 高知大学名誉教授                                     |
|             | 藤原 美江  | (株)フジ・アート代表取締役                               |
| 自然・環境       | 中川 浩二  | 山口大学名誉教授                                     |
|             | 福留 脩文  | (株)西日本科学技術研究所代表取締役<br>国土交通省四国地方整備局自然環境アドバイザー |
|             | 澤良木 庄一 | 四万十川自然科学研究所所長<br>高知県自然観察指導員連絡会顧問             |
|             | 濱田 吉成  | 日本樹木医会高知県支部長                                 |
|             | 山岡 耕作  | 高知大学大学院総合人間自然科学<br>研究科教授                     |
|             | 澤田 佳長  | 野生生物環境研究センター<br>(財)日本鳥類保護連盟評議員               |
|             | 中村 滝男  | 高知県生態系トラスト協会会長                               |
|             | 今井 嘉彦  | 高知大学名誉教授                                     |
|             | 岩瀬 文人  | (財)黒潮生物研究財団 黒潮生物<br>研究所所長                    |
|             | 石川 慎吾  | 高知大学理学部教授                                    |
| デザイン        | 長澤 忠徳  | 武蔵野美術大学教授<br>デザインコンサルタント                     |
|             | 加藤 俊男  | (有)イメージラボテキスト代表取締役                           |



高知県グリーンニュー  
ディール基金事業

(環境共生課、環境対策課、木材産業課、港湾・海岸課)

○概要

高知県では平成21年度に、国からの二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金及び地域環境保全対策費補助金の交付金を基に基金（高知県グリーンニューディール基金）を造成し、この基金を活用して、地球温暖化等の喫緊の環境問題の解決に向けて取り組んでいます。

【基金総額】 847,000千円

【基金事業実施期間】 H21～H23年度

○基金の目的

この基金は、以下1～4の様々な分野における地域の取組を支援するものです。

【対象分野】

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 アスベスト廃棄物や不法投棄等の監視
- 3 微量PCB廃棄物の処理推進
- 4 海岸漂着物の回収、処理の推進

○各分野における事業の概要

1 地球温暖化対策の推進に係る事業

(1) 高知県公共施設等省エネ・グリーン化推進事業（環境共生課）

CO2排出削減をハード面から行う省エネ改修等の市町村又は民間事業者が行う公共施設等省エネ・グリーン化推進事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助します。

【平成21年度実績】

土佐町（設計委託 357千円）

(2) 高知県木質バイオマスエネルギー利用促進事業（木材産業課）

市町村がCO2排出削減を行うため、木質バイオマスエネルギー利用施設を整備する経費に対し、予算の範囲内で支援します。

カーボンニュートラルの特性を持ち、重油の代替となる木質バイオマス燃料の利用を通じて、地域の二酸化炭素排出量削減を促進するとともに、地域産業の振興、雇用の創出、吸収源となる森林整備の推進をめざします。

【平成21年度実績】

四万十町

（木質ペレットボイラー18台 58,123千円）

南国市

（木質ペレットボイラー1台 3,570千円）



施設園芸ハウスとペレットサイロ（四万十町興津）



木質ペレットボイラー（南国市東崎）

2 不法投棄等の監視に係る事業

不法投棄・散乱ごみ監視等事業（環境対策課）

市町村が新たに雇用したパトロール等の要員が、不法投棄の監視業務等を行うのに必要な経費を補助し、不法投棄を防止します。

【平成21年度実績】

南国市（不法投棄の監視等 484千円）



不法投棄のパトロール・回収の状況（南国市）

### 3 微量PCB混入廃電気機器等の処理推進に係る事業 微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業 (環境対策課)

高知県内において、微量PCBに汚染している可能性のある電気機器を有する事業者が、機器のPCB濃度を測定してPCB汚染物かどうかを判定することに対し補助を行うとともに、PCBに汚染している可能性のある機器の状況把握や事業者のPCB濃度測定及び機器の処分に対する意向調査を行うことにより、PCB汚染物を法で定められた処理期限（平成28年7月）までに処分を行うことにつなげていきます。

#### 【平成21年度実績】

高知県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業  
(126千円)  
高知県微量PCB混入廃電気機器等把握事業  
(1,050千円)



微量PCB啓発パンフレット

### 4 海岸漂着物の回収、処理の推進に係る事業 海岸漂着物地域対策推進事業（港湾・海岸課）

県及び市町村が管理している海岸で、海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域で実施する海岸漂着物の回収・処理事業です。

市町村が管理している海岸で実施する海岸漂着物の回収・処理事業については、漂着物の回収・処理事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助します。

#### 【平成21年度実績】

高知県（委託費等 3,434千円）  
大月町（補助金 1,000千円）  
須崎市（補助金 462千円）  
南国市（484千円）



漂着状況（大月町小才角海岸）



漂着物の清掃作業の様子



清掃完了